

養父市農業委員会

第17回会議録

令和3年2月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第17回会議録

1. 開催日時 令和3年2月24日(水曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 A研修室

3. 議事

議案第52号 農用地利用集積計画の承認について

議案第53号 非農地証明について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について

4. 出席農業委員(11名)

1番 秋山博

2番 山根達夫

3番 藤原義幸

4番 寺尾稔

5番 大谷忠雄

6番 奥藤雅行

8番 谷垣重俊

9番 西谷眞一

11番 坂本秀夫

12番 西谷英樹

13番 圓山満

5. 欠席農業委員(2名)

7番 前川章

10番 北本健一郎

6. 事務局出席職員

局長 圓山 修一

次長 稲津 義彦

主幹 森本 重良

主査 福垣 周作

事務局：ただ今より、第17回農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いします。

谷垣会長：皆さん、こんにちは。今日は、久しぶりに良い天気になりました。私は午前中、農作業に出ていましたが、少し風が冷たかったかなと思ったりしました。担当委員さんにおいては午前中の現地調査ありがとうございました。

先ほど申しました農作業の場所は、30年も40年も作っていない山田です。そこは宮垣区の棚田ですが、県の事業で事業費3,500万円ぐらいかけて、2年計画で車やトラクターが入れるような道の整備をしている事業です。今年が最終年度ですが、道はできたものの、なかなか作り手がないという現状です。私も農業委員をしている立場上、トラクターで一度行ったらすぐ終点となるようなところの農地、2畝で4枚ありますが、そこを耕作するにあたり、道からトラクターを入れるための進入路の整備が全然できていません。田植え機やトラクターなどが入れるように2か月ほどかかって作業をしていましたが、それをやっと仕上げることができ、今日も後片付けに行っていました。

そのように宮垣区内でも農道の整備などに取り組み、農地を維持しているわけですが、後継者、担い手がないというような状況になっています。

年末に農地を活用し体験や交流を推進することについて、それぞれ農業委員さんや推進委員さんにはご無理を言って、いろいろと実態を調べていただいたり、また新しい工夫をしていただいているわけですが、結構、調べてみますと、すでに取り組みをやっておられる方もたくさんいて、良いことだと思います。

更に進めるには、今のコロナ禍のこともありますし、なかなか難しい面もあるかと思いますが、農業委員会としても、そのようなことのバックアップをいろいろしていけばいいかなと思っています。

今日は議案としてはそれほど多くはありませんが、慎重審議をしていただきますよう、よろしくをお願いします。以上です。

事務局：それでは初めに、会議の成立について報告します。本日の出席は、農業委員13名中11名の出席です。農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することになっていますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。

また、総会の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第5条に「会長が総会の議長となり、議事を整理する」と規定されていますので、谷垣会長にお願いしたいと思います。

議長：養父市農業委員会会議農業規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、13番の圓山農業委員と、1番の秋山農業委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第52号「農用地利用集積計画の承認について

て」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第 52 号、農用地利用集積計画について、説明します。公告予定日は、来月の 3 月 1 日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数および戸数。利用権を設定する農用地は、田が面積 27,513 m²、畑はありません。筆数は 31 筆となっています。利用権の設定を受ける戸数ですが、6 戸、利用権を設定する戸数は 23 戸となっています。

2、設定する利用権の概要について、説明します。使用貸借権が 22 筆で、面積が 18,610 m²です。うち、新規が 20 筆で 15,690 m²、再設定が 2 筆で 2,920 m²、解除条件付きの使用貸借が 5 筆、面積が 7,452 m²、賃貸借権が 4 筆で面積が 1,451 m²、全て新規です。利用権の設定する期間ですが、3 年契約が 2 筆で 2,920 m²、5 年契約が 7 筆で 8,733 m²、6 年契約が 4 筆で 1,451 m²、15 年契約が 18 筆で 14,409 m²です。

3、利用権の設定を受ける者及び設定する者、4、貸借土地の所在地ですが、1 ページから 8 ページとなっています。ここで、4 ページの 12 番から 23 番につきましては、大塚の圃場整備関連に伴う、みどり公社への設定となっています。以上で、説明を終わります。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 52 号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第 53 号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第 53 号「非農地証明の交付申請の承認について」です。1 番から 4 番、4 件あります。

番号 1、土地は八鹿町朝倉の土地で、合計 5 筆、面積が 693 m²です。所有者は、大阪府の方です。非農地の理由としましては、昭和 59 年に国道のバイパスが整備され、一部が用地買収となり、一部は畑で残っていました。しばらくは畑として利用されていましたが、自宅からも遠かったため、耕作しなくなったようです。平成 5 年にバイパスが供用され、そのときは隣の工場に駐車場として貸しておられましたが、現在は貸しておられず、空き地となっています。農

地への復帰は困難であり、相続により所有権を取得されましたが、現住所が大阪で遠方のため、現況に合わせた地目変更をしたいという申出がありました。関連ページとしましては、3ページから10ページとなっています。

続きまして、2番から4番につきましては、備考欄に書いていますように、県の治山事業関連の案件で、同じ案件となっています。

番号2番。申請の土地は草出、3筆で、合計が283㎡。所有者は、草出の方です。71番の土地は、昭和60年頃から休耕したため、荒廃し山林化しています。54番、73番には、平成元年頃にヒノキを植林し、現在に至ります。保安林への指定をし、治山事業の予定地です。

番号3番、土地は同じく草出、2筆で、合計が759㎡。所有者は、草出の方です。平成元年頃にヒノキを植林し、現在に至ります。

番号4番。土地は草出です。2筆で、面積は154㎡。所有者も、草出の方です。昭和60年頃に休耕したため、荒廃し山林化し、現在に至ります。以上で、説明を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、1番の八鹿町朝倉の件について、担当農業委員の説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番の坂本です。その前に、この図面に間違いがありまして、6ページ、7ページを見ていただきたいのですが、79-2の土地ですが、これは隣の工場の中になっていますが、81-1の中に入っています。現場で、司法書士の方が来られていて、一緒に話をしまして、この81-1の中にコンクリートの仕切りが入っていました。あとの、114-3や、115-3や、115も、6ページの図で見たら、ちょうど81-1でくくられている中に入っています。この土地は、もう売買契約は地主とできているそうですが、法務局に届けをしたら、農地であるので登記ができないと言うので、非農地証明の提出をされたようです。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。よろしくお願いたします。今、担当農業委員が説明されています、9号線バイパスのところになります。国木交差点より約1.8キロ、南但馬トンネルの方向に向かった四差路の交差点、斎場の前の場所になります。

その場所ですが、昭和59年に行われたバイパス工事に伴い、この農地が買い上げられたことで、その残地になります。この残地ですが、買い上げで不整形にもなり、栽培者の方も、遠方ということで、不便さから、長年、不耕作農地という状況に置かれていました。今回、申請者から現況の種目への変更申請が行われたわけで、問題のない案件かと思われまます。それからまた、以前の申請にもありましたが、道路の整備、また拡幅事業は国の事業ですが、農地の買

い上げの後に、このように残地が残ってしまうことが非常に多くあります。このようなことが前回の申請にもあった関係上、今回も申し上げるわけですが、行政と共に連携し、速やかに処置、対応することが、このような遊休地、それから荒廃地を削減する上で、急務かと思われれます。できるだけ早い対応をして、今後このようなものが少なくなりますように対応していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。ご審議のほう、よろしく願いします。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。大谷委員。

大谷委員： 5番、大谷です。現地を私も見てきましたが、坂本委員がおっしゃったように、字限図が現地と違います。それは全部ブロック囲いにしていますが、この端にある114-3は、やはりブロックの中に囲ってある部分です。

議長： 他にはございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第53号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、2番、3番、4番の草出の件について、一括して、担当農業委員の説明を求めます。9番、西谷眞一農業委員。

西谷委員： 9番、西谷です。14ページの写真を見ていただきましたら全体が分かりますので、ご覧いただきたいと思います。ここは、昨年ですが、裏山から石が落ちてきて、下の民家を直撃したようです。図面の54ですね、ここの一角から石が落ちて、下の家を直撃して、大事には至らなかったようですが、窓を打ち破って、部屋の中に飛び込んだようです。あそこは、現地を見ますと、非常に、この写真では分かりにくいですが、急峻な山で、山というより、崖に似たような、かなりきつい山です。あそこを県が治山工事を行うようでした、その中において、山裾に落石防護柵を設置する案があるそうで、現在上がっている土地につきましても、治山事業の範囲内に入るということで、治山事業を行おうと思いましたが、保安林でないといけないそうです。現地を見てきましたら、元は農地だったそうですが、先ほども申し上げましたように、非常に急峻

な山の裾でして、狭小な土地のように思われます。現場まで足は踏み入れられなかったのですが、狭い土地で昔は作っていたようですが、顛末書にもありますように、放置されて、もう雑木がたくさん生えているところや、それから、もう植林して、かなり木が大きくなっているのが現状です。そのようなことで、現地を見ましたら、もうとても農地への復帰は困難だと思いますし、治山事業ということも加えまして、非農地ということで、審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： 3番、藤原でございます。先ほど、現地委員さんから説明がありましたとおり、これが3件に渡っています。11ページから30ページまでたくさんの書類をそろえられていますが、先ほど申されたように、このような急斜面の農地は全然使用されていませんし、植林や放棄地になっているわけですが、このような治山工事に利用されることに対しては、私たち農業委員も何も異議を申すことはないと思ひますので、ご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第53号の2番、3番、4番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 1月18日から2月15日まで、農地法3条の申請があつて許可したものについて、報告します。3件ありました。

番号1番。土地は万久里の土地で、1筆です。面積が334㎡。譲受人は、万久里の方です。従前の耕作面積が、10,590㎡となっています。譲渡人も、万久里の方です。権利の種類と方法ですが、所有権を売買によって移転されます。申請日が1月26日、許可日が2月4日です。

番号2番。申請の土地は八鹿町宿南で、1筆です。面積が11㎡。譲受人は、八鹿町宿南の方です。譲渡人は、養父市です。権利の種類と方法は、所有権を

売買によって移転される予定です。申請の日が1月29日、許可の日が2月10日です。ここで、譲渡人が養父市の養父市長となっていますが、この土地につきましても、昭和46年12月に、養父郡八鹿町で登記をされています。市の財産を管理する担当課と区との間で、この土地の真の所有者については区のほうだということが確認できています。宿南区と譲渡人との間で、不動産の売買契約が、令和3年1月25日に売買契約済みとなっています。

番号3。申請の土地は十二所で、1筆、面積は214㎡。譲受人は、十二所の方です。譲渡人も、十二所の方です。親子の関係です。権利の種類と方法ですが、贈与によって、所有権を移転されます。申請の日が2月8日、許可日が2月15日です。以上で、報告を終わります。

議長：事務局の説明が終わりました。それでは、この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告②「農地の使用貸借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局：農地の使用貸借の解約通知のあったものについて、報告します。13件ありました。

番号1。申請の土地は大藪の土地で、1筆、面積が863㎡。貸し手は、養父市十二所の方です。借り手は、養父市上野の方です。解約の年月日が令和3年1月25日、土地の引渡日は、令和3年3月31日を予定されています。

番号2番から13番につきましても、大塚の圃場整備関連の解約通知となっています。

番号2番。申請の土地は大塚の土地で、1筆で、面積が1,034㎡。貸し手は、大阪市の方です。借り手は、みどり公社です。解約年月日は1月31日、土地の引渡時期は2月28日となっています。

番号3番。申請の土地は2筆で、面積が1,278㎡。申請人は、養父市大塚の方です。借り手につきましても全てみどり公社ですので、省略させていただきます。合意年月日、それから土地の引き渡し時期についても同様ですので、省略します。

番号4番。申請の土地は1筆で、面積は558㎡。貸し手は、大阪市淀川区の方となっています。

番号5番。申請の土地は2筆ありまして、面積は1,956㎡。貸し手は、大阪府茨木市の方です。

番号6番。申請の土地は養父市場の2筆で、面積が1,535㎡。貸し手は、養

父市鉄屋米地の方です。

番号7番。申請の土地は養父市場で、1筆で、面積が1,021㎡。貸し手は、養父市口米地の方です。

番号8番。申請の土地は養父市場の2筆で、面積は1,870㎡。貸し手は、養父市養父市場の方です。

番号9番。申請の土地は養父市場の土地1筆で、面積が1,021㎡。貸し手は、養父市養父市場の方です。

番号10番。申請の土地は養父市場の3筆、面積が1,863㎡。貸し手は、養父市養父市場の方です。

番号11番。申請の土地は大塚の1筆、面積が995㎡。貸し手は、養父市中米地の方です。

番号12番。申請の土地は大塚の1筆、面積が1,024㎡。貸し手は、養父市養父市場の方です。

番号13番。申請の土地は養父市場の土地で、1筆、面積は254㎡。貸し手は、養父市養父市場の方となっています。以上で、報告を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告③「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告③「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」です。

届出番号1番。養父市八鹿町宿南の土地、5筆、合計面積は1,247㎡です。養父市社会教育課が、青谿書院記念館の駐車場および休憩所を建設するものです。場所につきましては、36ページをご覧ください。青谿書院前にあります、白枠で囲まれています、緑の色塗りのものが申請地になります。こちらの土地に、39ページにあります事業計画図のとおり、露天駐車場の13台分、休憩施設として、平屋建のものを、本年3月から約3か年をかけて整備していく計画となっています。隣接地に農地はございますが、土砂の流出等がないよう、配慮され、整備されますので、周辺の農地に影響はないことと考えられています。以上でございます。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について、質疑はありませんか。

んか。はい、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。5筆ありますが、最後の青山口177番、259㎡ですが、この写真で見ますと、その農地の半分ぐらいが入っていて、37ページの字限図でも半分です。その辺りの説明をお願いしたいと思います。

事務局： 177番につきましては、半分の土地ということになっていますが、今はまだ分筆されていませんが、こちらを分筆して258㎡ぐらいに減らして、必要な部分だけを取得する計画になっています。ただ、今付けている字限図は分筆前で、まだ分筆されていませんので、分筆前のものですので、半分だけ切られているような形になりますが、事業については、分筆して取得と伺っています。

大谷委員： 了解です。

議長： 他にはございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上で、第17回農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷 垣 重 隆

署名委員 圓 山 満

署名委員 秋 山 博